

## 富山県ギャンブル等依存症対策推進計画（第1期）」（素案）に対する意見の概要と県の考え方について

### ＜パブリックコメントの概要＞

- (1) 募集期間：令和5年3月13日（月）～3月27日（月）
- (2) 提出件数：3件
- (3) 提出者数：3名

	意見の概要	県の考え方
1	<p>富山県ギャンブル等依存症対策推進計画の概要（案）の第4章 具体的な取組みに「ぱちんこ等における注意喚起・相談窓口の周知、ATM やデビットカードシステムの撤去」とあるが、当該取組みは、法令ではなく、民間事業者間の契約関係に基づき自主的に行われているものであることから、「撤去等」とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘の通り、民間事業者の自主的な取組みであり、その内容もさまざまであることから、概要（案）の第4章 具体的な取組みにおける記載を「ぱちんこ等における注意喚起・相談窓口の周知、ATM やデビットカードシステムの撤去等」に修正します。</p>
2	<p>ゲームとギャンブルは別問題で関係ないという人もいるが私はそうは思わない。 ギャンブル依存症やゲーム障害、ガチャによる依存には健康な生活を脅かし、個人の生活や家族関係の破綻などの深刻な問題を引き起こす可能性がある。 その対策として、適切な規制や支援（依存症対策のための情報提供や治療支援など）、家庭や教育現場での啓発が必要である。</p>	<p>第4章 具体的な取組み 「1 予防教育及び普及啓発」において、依存症の理解を深めるための普及啓発、学校教育における予防教育の推進及びギャンブル等の不適切な誘引の防止について記載しています。 また、「2 相談支援体制の強化」から「5 包括的な支援体制の構築」において、相談支援や医療提供体制の充実、ギャンブル等依存症の悩みを抱える本人及び家族への支援について記載しています。 いただいたご意見を参考に、ギャンブル等依存症対策の取組みを進めてまいります。</p>
3	<p>富山県ギャンブル等依存症対策推進計画（素案）の第4章 具体的な取組み（1）依存症の理解を深めるための普及啓発として「課金型のオンラインゲーム等への依存を含め、ギャンブル等依存症の予防につながる啓発を行います。」とあるが、課金型オンラインゲームへ依存させないことが、ギャンブル等依存症の予防に繋がるといふ科学的な根拠が無い場合、本文章は削除すべきである。</p>	<p>当該部分については、富山県ギャンブル等依存症対策関係者会議において、課金やガチャなどはギャンブル性が高いとの意見や、計画の対象にオンラインゲームを含んだ形で取り組んでいくべきとの意見があったこと、また、文部科学省の生徒指導参考資料において、オンラインゲームにおける「ガチャ」が、ギャンブル等と同じように射幸性が高く、ガチャからギャンブル等へつながる危険性もあるとされていること（『ギャンブル等依存症』などを予防するために」文部科学省、平成31年3月）を踏まえ、今後取り組むべき事柄として記載しております。</p>